

6

高齢者の権利をまもるために利用できる制度

■成年後見制度

認知症等で判断能力が不十分な方々の権利擁護のため、財産管理や身上監護を後見人等が行う制度です。法定後見の申立人は本人、配偶者、四親等内の親族、市町村長等です。

身寄りがなかったり、虐待を受ける等親族からの申立てが期待できない場合は、親族調査等を行い、本人等に代わってむつ市長が申立てを行うことができます。申立費用については申立人であるむつ市が負担をしますが、本人の負担能力に応じて申立費用を求償する場合があります。

また、申立費用や後見人等に支払う報酬については、本人の負担能力により、成年後見制度利用支援事業による助成が可能となる場合があります。

お問い合わせ	住 所	電話番号
青森家庭裁判所むつ出張所	むつ市中央一丁目1番5号	0175-22-2712
むつ市地域包括支援センター	むつ市中央一丁目8番1号	0175-22-1111

■日常生活自立支援事業（あっぷるハート）

認知症や知的障害者、精神障害者等の判断能力が十分でない方々を対象として、自立した地域生活をおくれるよう、福祉サービス利用支援（相談、手続き等）、日常的な金銭管理、通帳・証書等の預かりサービス等の援助を提供します。実施主体は青森県社会福祉協議会で、相談窓口はむつ市社会福祉協議会となります。

お問い合わせ	住 所	電話番号
むつ市社会福祉協議会	むつ市中央一丁目8番1号	0175-23-9119

■やむを得ない事由による措置

やむを得ない事由（本人が家族等の虐待または無視を受けている場合、認知症その他の事由により意思決定能力が乏しく、かつ、本人を代理する家族等がない場合）により、介護保険サービスを受けられない高齢者に対して、老人福祉法の規定により市町村が必要な介護サービスを提供する制度です。これは、高齢者本人の福祉を図るために行われるべきものであり、原則は高齢者本人が同意していれば、家族が反対している場合であっても、措置を行うことは可能です。費用については、高齢者又は扶養義務者から、支払い能力に応じて市が徴収します。

- 措置の内容 ①訪問介護、②通所介護、③短期入所生活介護、④小規模多機能型居宅介護、
⑤認知症対応型共同生活介護、⑥介護老人福祉施設、⑦複合型サービス

お問い合わせ	住 所	連絡先
むつ市介護福祉課	むつ市中央一丁目8番1号	0175-22-1111

■その他の制度

①精神保健福祉法

都道府県知事は、家族からの申請や警察官からの通報があった場合には、自傷他害の恐れのある精神障害者又はその疑いがある者に対して医師の診察や必要な保護を行うことになっています。

お問い合わせ	住 所	連絡先
むつ保健所	むつ市中央一丁目3番33号	0175-31-1388

②警察官職務執行法

警察官は、認知症等で適当な保護を伴わず、応急の救護を要する者を発見したときは、とりあえず警察署や病院等に保護することになっています。

お問い合わせ	住 所	連絡先
むつ警察署	むつ市中央一丁目19番1号	0175-22-1321